

2011年1月 日

文部科学大臣
高木 義明 殿

〒113-8311
東京都文京区本郷 3-10-15
JFAハウス
財団法人 日本サッカー協会
会 長 小 倉 純 二 印

最初の評議員の選任に関する理事の定め承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定により、最初の評議員の選任に関する理事の定めについて認可を受けたいので、申請致します。

- 添付資料
1. 最初の評議員の選任方法
 2. 理事会議事録

財団法人日本サッカー協会における最初の評議員の選任方法

1. 最初の評議員の選任は、当法人に評議員選定委員会を設置して、当該委員会において行う。
2. 評議員選定委員会は、現行寄附行為上の評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は現行寄附行為上の評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。
5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び現行寄附行為上の評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。